

環 機 監 第 1 号

平成 22 年 6 月 22 日

独立行政法人環境再生保全機構

理事長 湊 亮 策 殿

独立行政法人環境再生保全機構

監事 野 口 貴

監事 沼 野 伸



独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 19 条第 4 項及び第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）における平成 21 事業年度に係る会計及び業務の実施状況について監査を実施した結果は下記のとおりである。

記

1 監査の方法

監事は独立行政法人通則法、独立行政法人環境再生保全機構監事監査規程等に定めるところに従い、理事会その他機構の業務に関する重要な会議に出席するほか、重要な文書の回付を受け、必要の都度意見を述べてきた。あわせて、同監査規程等に基づき平成 21 事業年度に係る会計及び業務の実施状況について定期監査を実施し、機構の役員及び各部に業務に関する資料の提出を求め、説明を聴取し、関係記録を確認した。

また、独立行政法人通則法第 39 条に基づき監査を実施した会計監査人からその結果について説明を聴取した。

2 監査の結果

(1) 平成 21 事業年度に係る会計の状況

ア 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書については、関係法令、業務方法書その他の諸規程等に従い、適正に処理されていると認められる。

イ 決算報告書は、機構の予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認められる。

ウ 事業報告書は、関係法令に従い、機構の会計処理の状況、業務の執行状況を正しく示していると認められる。

エ 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認められる。

(2) 平成21事業年度に係る業務の実施状況

ア 平成21事業年度は、第二期中期計画の初年度となるが、各部とも年度計画に従い着実に成果を上げているものと評価できる。また平成21年8月11日付で環境省独立行政法人評価委員会から通知された平成20年度独立行政法人環境再生保全機構業務実績の評価書及び同月28日付の独立行政法人環境再生保全機構の第一期中期目標期間における業務実績評価書において指摘された業務運営の改善に関する事項を踏まえ、より一層の合理化、効率化等に努めているものと評価できる。

特に、内部統制の強化については新たにコンプライアンス推進委員会を、契約の適正化については契約監視委員会を設置し、外部委員の意見を業務に反映する体制を整え、業務を適正に遂行している。

イ 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）に示された監事監査の主要事項に対する評価は、次のとおり。

(ア) 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

平成21事業年度においては、外部有識者を含めた契約監視委員会の設置、一者応札・一者応募に係る改善方策の取りまとめ、また、契約事務マニュアルの整備等を通じて、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、原則競争化を図る等の契約の適正化を推し進め

ており、大きな成果を収めているものと評価できる。今後も、機構内における契約事務に係る審査、契約監視委員会による点検を経て、競争の促進による、より高品質、低価格な外部調達に努められたい。

(イ) 給与水準の状況

平成21事業年度においては、業務体制の効率化（人員の削減、管理職の併任、不補充など）、人事評価制度の適正な運用（評価結果を活用した昇給幅、賞与額の決定、年次を超えた昇任人事など）により、ラスパイレス指数の低下を含め、総人件費の削減に努めており、一定の成果を収めているものと評価できる。今後も、人員の適切な配置、評価、処遇を徹底し、社会情勢を踏まえ、十分説明責任の果たせる給与水準となるように努められたい。

(ウ) 内部統制の状況

平成21事業年度においては、コンプライアンス・マニュアルを策定し、理事長が率先してコンプライアンスの徹底を職員に周知するなど実効性のある運用に努めたこと、また、情報セキュリティアドバイザーを設置し専門家の視点も加えて情報セキュリティの一層の充実化に着手したことなど、一定の成果を収めているものと評価できる。今後も、コンプライアンス推進委員会、情報セキュリティ委員会、広報委員会など、各種委員会を一層機能させ、業務の有効性・効率性の確保、法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性の確保を担保する内部統制の具体的、かつ着実なレベルアップを期待する。

(エ) 情報開示の状況

平成21事業年度においては、社会（国民）に対し法令等で定められた情報提供を行うとともに、広報委員会を設置し、主として機構ホームページの内容の充実を図り、その結果、アクセス件数が前年比165%となるなど、一定の成果を収めているものと評価できる。今後も、各部、及び広報委員会において広報のコンテンツ（広報内容、見易さ・分かり易さ）、チャネル、媒体などについて、必要性の再確認、効果評価などを行い、機構としての一層の適切な情報開示に努められたい。

以上